

沖高保発第8-35号
令和8年6月19日

CE取扱い事業所 各位

高圧ガス保安法第27条の従事者保安教育として実施する講習会です。

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会
一般高圧ガス部会
部会長 富永進
(公印省略)

CE(超低温液化ガス)事業所保安講習

みだしの件につきまして、CE(超低温液化ガス)を使用する事業所における事故を防止することを目的にCE製造事業所又は、その保守管理、設備工事事業所等を対象とした保安講習会を開催致します。

業務多忙のこととは存じますが、関係事業所の方は積極的にご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

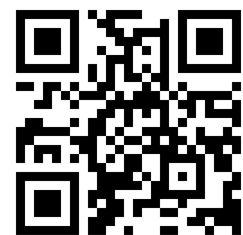
- 日時 令和8年7月24日(金) 13時30分～16時
- 会場 沖縄産業支援センター3階304中会議室 定員40名
那覇市字小禄1831番地1
- 受付期間 令和8年6月22日(月)～7月10日(金)
(ただし、定員になり次第締め切らせて頂きます)
- 参加料 会員事業所(5,000円)、一般事業所(8,000円)
(受講料は当日会場にてお支払い下さい)

5. 申込方法 :

受講を希望される方は、当協会HPより必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

講習案内は(一社)沖縄県高圧ガス保安協会のHPに掲載。

※ お問い合わせは、電話 098(858)9562
(一社)沖縄県高圧ガス保安協会 業務課



沖縄高圧ガス保安協会サイト

講習内容(仮)

- | | |
|---|---------------|
| ①『CEガスの性質(液化酸素・窒素・アルゴン・炭酸ガス)とCE設備のしくみ(構造・機能)について』 | |
| ②『CE設備の取り扱い上の注意事項と設備管理(メンテナンス項目等)について』 | |
| ③『CE事業所での事故、災害事例について』 | |
| 講師 大陽日酸(株)九州支社 技術課 | 13時30分～15時30分 |
| ④「高圧ガス保安に関する情報」 | |
| 講師 (一社)沖縄県高圧ガス保安協会 業務課 | 15時30分～16時 |

『高圧ガス保安法(抜粋)』

(保安教育)

第二十七条 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。

3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者(次項において「第二種製造者等」という。)は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当って基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。